

議會及議員

選舉有權者	貴族院多額納稅者互選議員	15	(大正七年)
	衆議院議員	24,278	(大正十年)
	縣會議員	22,201	(大正十五年)
	郡會議員	21,015	(同上)
	市町村會議員	64,248	(大正十年)
議員定數	貴族院多額納稅議員		1
	衆議院議員		4
	縣會議員		30
	郡會議員		162
	市町村會議員		2,176

第一〇 議會及議員

第一四一 貴族院議員互選者

大正七年六月十日現在

郡市名	互選權ヲ有スル者						互選權ヲ有セサル者					
	士族	平民	計	直接國稅 總納額	納額		士族	平民	計	直接國稅 總納額	納額	
					最高	最低					最高	最低
鳥取市	—	1	1	4,914.020	4,914.020	4,914.020	—	—	—	—	—	—
岩美郡	—	1	1	3,405.750	3,405.705	3,405.750	1	—	1	3,099.530	3,099.530	3,099.530
八頭郡	—	1	1	3,591.170	3,591.170	3,591.170	—	—	—	—	—	—
氣高郡	—	1	1	3,771.170	3,771.170	3,771.170	—	—	—	—	—	—
東伯郡	—	5	5	19,066.540	5,269.600	2,349.850	—	—	—	—	—	—
西伯郡	—	4	4	14,770.020	5,119.110	2,695.070	—	—	—	—	—	—
日野郡	1	1	2	24,285.350	21,290.020	2,995.330	—	—	—	—	—	—
合計	1	14	15	73,894.020	—	—	1	—	1	3,099.530	—	—
明治四十四年	1	14	15	69,899.755	—	—	1	—	1	3,185.450	—	—
同三十七年	2	73	15	31,907.717	—	—	—	2	2	4,399.307	—	—
同三十一年	2	13	15	19,694.239	—	—	—	1	1	1,520.974	—	—

本表中互選權ヲ有セサルモノトハ互選權ヲ有スル者ノ内最低稅額ヨリ以上ヲ納ムルモ年齢滿三十歳以下ノ者及教師ニシテ互選權ヲ得サル者ナリ

第一四二 衆議院議員選舉有權者

大正十年十二月二十日現在

郡市名	選舉有權者				權者			
	直接國稅三圓以上ヲ納ムル者			計	同上百分比例			地租ト其ノ他ノ直接國稅ヲ併セ三圓以上ヲ納ムル者
	地租三圓以上ヲ納ムル者	地租以外ノ直接國稅三圓以上ヲ納ムル者	地租ト其ノ他ノ直接國稅ヲ併セ三圓以上ヲ納ムル者		地租三圓以上ヲ納ムル者	地租以外ノ直接國稅三圓以上ヲ納ムル者	地租ト其ノ他ノ直接國稅ヲ併セ三圓以上ヲ納ムル者	
鳥取市	681	455	182	1,318	51.66	34.52	13.81	
岩美郡	1,914	87	131	2,132	89.77	4.08	6.14	
八頭郡	3,034	138	297	3,469	87.46	3.98	8.56	
氣高郡	2,233	145	252	2,680	85.19	5.41	6.40	
東伯郡	4,991	534	1	5,526	90.32	9.66	0.18	
西伯郡	5,224	770	428	6,422	81.35	11.99	6.66	
日野郡	2,338	82	311	2,731	85.61	3.00	11.38	
合計	20,465	2,211	1,602	24,278	84.29	9.11	6.60	
大正九年	20,252	1,775	1,343	23,370	86.66	7.60	5.74	
同八年	9,515	766	1,048	11,329	83.99	6.76	9.25	
同七年	10,722	691	680	12,093	88.66	5.71	5.63	
同六年	10,680	814	476	11,970	89.22	6.80	3.98	
同五年	10,633	847	432	11,912	89.26	7.11	3.63	

大正八年以前ハ直接國稅拾圓以上ヲ納ムル者ヲ調査セリ

第一四三 衆議院議員選舉

大正九年五月現在

選 舉 區	定數	選舉權 ヲ有ス ル者	投 票 數										投票セ サル者	人口千中 選舉有權 者	
			有 効	無					効						
				成 因 ノ 用 ヒ テ 無 効 ナル 者	二 人 以 上 ノ 選 票 ヲ 用 ヒ テ 無 効 ナル 者	何 人 ヲ 認 定 ス ル 者	何 人 ヲ 認 定 ス ル 者	被 選 舉 權 者 ノ 記 載 ナ シ タル 者	他 事 ヲ 記 入 ス ル 者	被 選 舉 權 者 ノ 記 載 ナ シ タル 者	被 選 舉 權 者 ノ 記 載 ナ シ タル 者	被 選 舉 權 者 ノ 記 載 ナ シ タル 者			其 他
市 部 鳥取市	1	1,262	1,192	—	—	—	—	2	1	—	—	1	4	66	38.39
郡 部 { 岩美郡 八頭郡 氣高郡 東伯郡 西伯郡 日野郡	3	22,585	20,890	3	1	53	20	27	1	39	144	1,551	51.95		
合 計	4	23,847	22,082	3	1	53	22	28	1	40	148	1,617	50.99		
大正六年四月	4	11,628	11,117	—	2	16	—	7	—	14	39	472	25.12		
同四年三月	4	12,672	12,015	—	1	32	—	8	—	16	59	598	26.78		
明治四十五年五月	4	12,870	11,820	—	2	51	7	12	—	19	91	945	28.09		
同四十一年五月	4	14,093	11,979	—	5	58	3	22	—	33	121	1,971	31.99		
同三十七年三月	4	6,535	5,856	—	—	18	2	12	—	12	44	634	14.99		

第一四四 縣 會 議 員

大正十年十二月十五日現在

郡 市 名	議 員		選舉權ヲ 有スル者	被選舉權 ヲ有スル者	議 員 一 人 = 付		人 口 百 = 選 舉 有 權 者
	定 數	現 員			現 住 人 口	選 舉 有 權 者	
鳥 取 市	2	2	1,191	925	16,729	596	3.56
岩 美 郡	3	3	1,966	1,143	15,485	655	4.23
八 頭 郡	4	4	3,187	1,650	16,713	797	4.77
氣 高 郡	4	4	2,436	1,266	13,243	609	4.60
東 伯 郡	7	7	5,074	2,877	15,736	725	4.60
西 伯 郡	8	8	5,867	3,282	15,507	733	4.73
日 野 郡	2	2	2,480	1,500	18,933	1,240	6.55
合 計	30	30	22,201	12,643	15,727	740	4.71
大 正 九 年	30	30	21,038	11,900	15,588	701	4.50
同 八 年	30	30	19,578	11,151	15,610	653	4.13
同 七 年	30	30	20,371	11,615	15,430	679	4.41
同 六 年	30	30	20,074	11,215	15,897	669	4.21
同 五 年	30	30	19,852	10,869	15,767	662	4.20



第一四五 縣 會 議 員 選 舉

大正八年九月

選 舉 區	議員 定數	選舉有 權者	被選舉 有權者	票 數									自 選 名 者	被 選 人 書 ハ サ ル 者	有 權 者 百 = 付 者	
				無効	成規 用紙 ヒ者	ノ シ サ	一 二 人 被 記 シ タル	中 上 以 選 記 者	被 選 人 確 シ タル	選 人 タ シ 認 キ	被 選 人 名 シ タル	權 者 シ タル				被 選 人 他 事 シ タル
鳥 取 市	2	886	684	813	—	6	—	—	—	—	—	3	9	1	63	7.11
岩 美 郡	3	1,622	1,008	1,554	7	—	3	4	1	1	1	16	—	52	3.21	
八 頭 郡	4	2,749	1,552	2,543	—	1	5	—	2	2	10	20	176	6.40		
氣 高 郡	3	1,991	1,214	1,906	—	—	1	2	4	10	17	2	66	3.31		
東 伯 郡	7	4,296	2,644	4,020	—	2	6	—	1	10	19	7	250	5.82		
西 伯 郡	8	4,928	2,894	4,459	—	1	12	2	9	5	29	—	440	5.93		
日 野 郡	3	2,202	1,395	1,716	—	4	25	8	—	1	28	—	448	32.05		
合 計	30	18,674	11,391	17,011	7	14	52	16	17	32	128	33	1,495	8.01		
大 正 四 年 九 月 十 四 日 同 九 月 十 四 日	30	19,325	11,484	16,818	3	39	57	59	17	45	220	4	2,283	11.81		
同 九 月 十 四 日	30	19,678	12,588	18,126	3	26	114	1	18	49	211	—	1,341	6.81		
同 九 月 十 四 日	30	20,872	13,317	18,199	1	42	198	4	50	47	342	—	2,331	11.17		

第一四六 郡 會 議 員

大正十年十二月十五日現在

郡 名	町 村 數	選 舉 區	議 員		選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者	被 選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者	人 口 百 = 付 選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者
			定 員	現 員			
岩 美 郡	22	22	24	23	1,966	1,564	4.23
八 頭 郡	29	16	30	30	3,187	2,534	4.77
氣 高 郡	27	21	27	27	2,436	1,938	4.60
東 伯 郡	43	22	30	30	5,074	4,135	4.61
西 伯 郡	46	26	30	30	5,872	4,602	4.73
日 野 郡	18	17	21	21	2,480	2,084	6.55
合 計	185	124	162	161	21,015	16,857	4.45
大 正 九 年	185	124	162	161	20,025	16,065	4.61
同 八 年	185	108	162	162	18,552	14,743	4.28
同 七 年	185	108	148	147	19,391	15,721	4.51
同 六 年	185	108	148	146	19,112	15,404	4.01
同 五 年	185	108	148	147	18,900	15,197	4.34

町村數ハ町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做シ計上セリ

第一四七 市 町 村 會

大正十年十二月三十一日現在

郡 市 名	會 數	議 員		選舉權ヲ有 スル者	被選舉權ヲ有 スル者	人口百=付選 舉權ヲ有スル 者
		定 員	現 員			
鳥 取 市 市 會	1	30	27	1,659	1,632	4.96
岩 美 郡 村 會	23	254	252	5,933	5,865	12.77
八 頭 郡 { 町 村 會 會	3	42	42	1,838	1,805	14.24
	26	288	288	7,681	7,577	
氣 高 郡 { 町 村 會 會	2	24	24	974	956	14.12
	25	272	268	6,505	6,436	
東 伯 郡 { 町 村 會 會 會	4	60	60	3,033	3,002	14.16
	37	430	418	11,611	11,327	
	2	24	24	899	893	
西 伯 郡 { 町 村 會 會	4	72	72	4,889	4,683	14.84
	42	476	475	13,516	13,302	
日 野 郡 { 町 村 會 會	1	12	12	546	540	14.92
	17	192	165	5,104	5,049	
合 計 { 市 町 村 町 村 組合 會 會 會 會	1	30	27	1,659	1,632	13.62
	14	210	210	11,340	10,986	
	170	1,912	1,866	50,350	49,556	
	2	24	24	899	839	
大 正 九 年 { 市 町 村 町 村 組合 會 會 會 會	1	30	27	1,642	1,621	9.841
	14	210	204	5,563	5,412	
	168	1,898	1,795	37,598	36,762	
	4	48	46	1,230	1,214	
同 八 年 { 市 町 村 町 村 組合 會 會 會 會	1	30	28	1,627	1,611	9.65
	14	210	206	5,435	5,294	
	168	1,874	1,831	36,954	36,205	
	4	48	47	1,197	1,176	
同 七 年 { 市 町 村 町 村 組合 會 會 會 會	1	30	30	1,642	1,588	9.66
	14	211	206	5,330	5,223	
	168	1,898	1,845	36,504	35,890	
	4	48	47	1,220	1,183	
同 六 年 { 市 町 村 町 村 組合 會 會 會 會	1	30	30	1,656	1,546	9.38
	13	198	198	5,105	4,870	
	164	1,840	1,760	35,179	34,753	
	10	116	116	2,783	2,735	
同 五 年 { 市 町 村 町 村 組合 會 會 會 會	1	30	27	1,753	1,638	9.30
	13	186	173	5,076	4,951	
	156	1,724	1,628	32,319	31,701	
	19	216	179	4,840	4,767	